



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 25 日 (火)
第 7 9 2 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	国土調査の指定 (811) (耕地課) 2
	地籍調査に関する事業計画の変更 (812) (〃) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (813~816) (森林保全課) 3
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (817) (水産課) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 6

告 示

鳥取県告示第 811 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の調査を平成 19 年 9 月 25 日に国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積（平方 キロメートル）
米子市	米子市富益町の一部	平成19年10月1日から平成20 年3月31日まで	0.08

鳥取県告示第 812 号

平成19年鳥取県告示第405号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成19年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	変更前後別	調査面積（平方 キロメートル）
鳥 取 市	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、面影一丁目、面影二丁目、吉成、大覚寺、福部町蔵見、国府町神垣、河原町高福、河原町山手、用瀬町別府、気高町日光、鹿野町乙亥正及び青谷町小畑の各一部	平成20年3月31日まで	変 更 前	5. 51
			変 更 後	5. 54
米 子 市	米子市淀江町稲吉の一部	"	変 更 前	0. 77
			変 更 後	0. 71
八 頭 町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、山上、見槻、志子部及び奥野の各一部、茂谷の全部	"	変 更 前	7. 55
			変 更 後	8. 78
湯 梨 浜 町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原、大字北福、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	"	変 更 前	3. 31
			変 更 後	3. 42
琴 浦 町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字八橋、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字山田及び大字大杉の各一部	"	変 更 前	2. 77
			変 更 後	2. 51

日野町	日野郡日野町久住の一部	〃	変更前	0.46
			変更後	0.40

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間	調査面積(平方メートル)
南部町	変更前	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、倭、西、法勝寺、天萬、宮前、諸木、田住、市山及び朝金の各一部	平成20年3月31日まで	3.39
	変更後	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、天萬、宮前、諸木、田住、市山及び朝金の各一部	〃	2.66
日南町	変更前	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿毘縁、下石見及び花口の各一部	〃	9.19
	変更後	日野郡日南町三栄、阿毘縁、下阿毘縁、下石見、花口及び新屋の各一部	〃	13.14

鳥取県告示第813号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月25日

鳥取県知事 平井伸治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字大町谷3018、3019の1、3019の2、3020の1、3020の2、3021、3022の1から3022の3まで、3023の1から3023の3まで、3025から3028まで、3029の1、3030から3045まで、3045の1、3046から3054まで、3054の1、3055から3060まで、3061の1から3061の7まで、3062、3063、3063の1、3063の2、3064、3064の1、3069の1、3070、3072の1、3072の2、3073から3075まで、3076の1、3076の2、3077の1、3077の2、3079、3080、3084、3085の1、3087、3087の1、3088、3089、3090の2、3091、3092の1、3092の2、3094、3096の1、3097、3098、3099の1、3100の1、3101の1、3101の2、3101の6、3102の1、3104、3105、3106の1、3108の1、3109の1、3109の2、3109の6、3111、3112の1、3113、3114の1、3114の2、3115の1、3115の2、3115の6、3116、3118の1、3118の2、3127から3129まで、3130の2、3131、3135の1、3136から3139まで、字円城谷3161の1、3161の2、3162の1、3162の2、3163、3164の1、3164の2、3165の1、3166から3175まで、3177の1、3177の2、3178から3183まで、3184の1、3184の2、3185の1、3185の5、3186の1、3186の7、字湯屋谷3219の1、3220から3223まで、3224の1から3224の3まで、3225から3231まで、3231の1、3232、3233の1、3233の2、3234、3235、3236の1、3236の2、3238の1から3238の4まで、3239の1、3240、3241の1から3241の3まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 814 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字金山陰700、1175から1186まで、字上ノ山1168から1174まで、字小横山1187、1188、1190から1194まで、1194の1、1195から1201まで、字大横山1202から1204まで、1227の1、1230、1230の1、1230の2、1231、1232、字野々本山1234、1235、字金山東平1271から1274まで、1275の2から1275の11まで、1276、1277、1277の1、字尾見谷1278、1296、1298、字中尾1299から1301まで、1302の1から1302の3まで、1304から1316まで、字漆谷1326、字東山ソラ1391から1393まで、1393の1、1394から1396まで、1401から1403まで、1404の1、1404の2、1405の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 815 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字孫谷604の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第816号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市長谷字中谷269の1、字古物谷270の1、270の2、270の49

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市倅谷字上屋敷通243の1、248、字福良シ339から341まで、342の1から342の5まで、342の7、347の1、347の3、347の4、字矢谷364、365の1、366の1、366の4、367の1、字ヒジリ谷388、391

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市長谷字小釜谷225の1、字古物谷271の93、271の94、字榎谷283の1、283の4、283の10、283の11、

283の74、283の76、284の1、284の4、宇宮ノ峰291の8、291の9、字小鳥谷314の2から314の4まで、中野字安歩戸峯331、字後口山361の2、悴谷字切通し413の2、415

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 817 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取境港加入区	中型いか釣り漁業
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変

更予定の告示（平成 19 年 9 月 4 日付鳥取県告示第 748 号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寺坂 喜昭	八頭郡智頭町大字宇波字大栗谷 820 の 3
寺坂善治郎	八頭郡智頭町大字宇波字大栗谷 820 の 8
寺坂 喜昭	八頭郡智頭町大字宇波字スケノ平 953 の 2
寺坂 實明	〃
寺坂善治郎	八頭郡智頭町大字宇波字スケノ平 953 の 5
寺坂 壽隆	八頭郡智頭町大字宇波字スケノ平 953 の 6
寺坂善治郎	八頭郡智頭町大字宇波字スケノ平 953 の 9
〃	八頭郡智頭町大字宇波字スケノ平 953 の 13
寺坂 秀藏	八頭郡智頭町大字宇波字荒神谷 961
寺坂 増藏	〃
中嶋 政信	〃
寺坂 秀藏	八頭郡智頭町大字宇波字宮ノ津へ 964 の 5
寺坂 増藏	〃
中嶋 政信	〃
寺坂 長藏	八頭郡智頭町大字宇波字小宇津ノ小谷 1048 の 1
寺坂 喜昭	八頭郡智頭町大字宇波字以後谷 1059
寺坂 秀藏	八頭郡智頭町大字宇波字猪ノ谷 1093
寺坂 増藏	〃
中嶋 政信	〃

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 4 日付鳥取県告示第 749 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松本 町子	東伯郡琴浦町大字倉坂字堂ノ前 562 の 1
岡田 熊吉	東伯郡琴浦町大字倉坂字浅谷 1078
川上 国博	東伯郡琴浦町大字倉坂字家ノ上 1255
山根 伊平	東伯郡琴浦町大字倉坂字家ノ上 1256

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂ノ前 562 の 1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課